



# 栃木県公報

平成24年  
7月6日(金)  
号外  
第63号

## 目次

### 規則

- 栄養士法施行細則の一部改正..... 1
  - 温泉法施行細則の一部改正..... 1
- 公安委員会
- 栃木県道路交通法施行細則の一部改正..... 1

## 規則

### 栃木県規則第四十四号

栄養士法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十四年七月六日

栃木県知事 福田 富一

#### 栄養士法施行細則の一部を改正する規則

栄養士法施行細則（平成十四年栃木県規則第七号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「ちょう付」を「貼付」に改め、同様式備考3②中「、戸籍抄本若しくは」を「若しくは戸籍抄本又は」と、「その旨」を「その旨」（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する中长期在留者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別永住者については、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等）」に改め、「又は外国人登録証明書の写し」を削る。

別記様式第二号中「ちょう付欄」を「貼付欄」に改め、同様式備考3中「ちょう付する」を「貼付する」と改める。

別記様式第三号中「失察<sup>ちしやう</sup>」を「失察」に改める。

別記様式第四号中「ちょう付」を「貼付」に改める。

#### 附則

この規則は、平成二十四年七月九日から施行する。

(健康増進課)

### 栃木県規則第四十五号

温泉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十四年七月六日

栃木県知事 福田 富一

#### 温泉法施行細則の一部を改正する規則

温泉法施行細則（昭和六十二年栃木県規則第七十二号）の一部を次のように改正する。

第二十条の二第二項第二号中「又は外国人登録証明書の写し」を削る。

#### 附則

この規則は、平成二十四年七月九日から施行する。

(業務課)

## 公安委員会

### 栃木県公安委員会規則第七号

栃木県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十四年七月六日

栃木県公安委員会委員長 小林 一成

**栃木県道路交通法施行細則の一部を改正する規則**

栃木県道路交通法施行細則（昭和四十七年栃木県公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二項第一号中「。ただし、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の適用を受けない者である場合にあつては、外国人登録法（昭和二十七年法律第百二十五号）第五条第一項に規定する登録証明書の写し」を削る。

**附 則**

この規則は、平成二十四年七月九日から施行する。